

## 福井市U I ターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付要綱

### （趣旨）

第1条 福井市U I ターン移住就職等促進支援金（東京圏型）（以下「移住支援金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。
  - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）の指定する地域
  - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）の指定する地域
  - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の規定する地域
  - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）の指定する地域
  - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の指定する地域
- (3) 子ども 申請日が属する年度の4月1日時点において、満14歳以下の者をいう。

### （交付対象者）

第3条 移住支援金の交付対象者は、本条第2項の要件を満たし、かつ第3項から第7項までのいずれかの要件に該当し、2人以上の世

帶の申請をする場合にあっては第8項の要件を満たすものとする。

2 移住等に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤（公務員を除く。）に限る。以下、同じ）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者については、通学期間（修業年限（高等専門学校は2年）を超えた期間を除く。）も本事業の移住元の対象期間とすることができます。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者については、通学期間（修業年限（高等専門学校は2年）を超えた期間を除く。）も本事業の移住元の対象期間とすることができます。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

イ 福井市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 補助対象者が移住支援金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した福井市税を完納していること。

エ その他福井市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 一般の就業に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 就業先が、福井県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(3) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(4) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(5) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに本項第 2 号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(6) 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の

雇用であること。

4 専門人材の就業に関する要件として、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、以下の各号全てに該当すること。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (3) 就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 目的達成の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5 テレワークに関する要件として、以下の各号の全てに該当すること。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

6 関係人口に関する要件として、本市や地域と人々の関わりを有する者（関係人口）のうち、本市が当該移住者を個別に本事業における

関係人口と認め、かつ次に掲げる事項に該当すること。

(1) 本事業における関係人口の対象範囲については別に定める。

7 起業に関する要件として、福井県がU I ターン移住創業支援事業助成金交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

8 2人以上の世帯に関する要件として次の各号の全てに該当すること。

(1) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

(4) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、子どもを帶同して移住する場合は子ども1人につき30万円を加算する。ただし、移住支援金は予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福井市U I ターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付申請兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）

を市長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書兼同意書（様式第1号別紙1）
- (2) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）
- (3) 移住元の住民票（除票）の写し又は戸籍の附票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (4) 本市へ移住後の住民票の写し又は戸籍の附票の写し（2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、2人以上の世帯員が確認できる謄本）
- (5) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- (6) 申請者が、第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は就業証明書（様式第2号）を、第3条第5項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（様式第2号）又は移住元での業務を継続して行っていることが確認できるもの
- (7) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことなどを確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた者の場合）

(8) 卒業証明書等、在学期間や卒業校を確認できる書類（東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就業していた者の場合）

(9) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）

(10) 申請者が第3条第7項の起業に関する要件を満たす者である場合は、福井県がU.I.ターン移住創業支援事業助成金交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し

(11) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、必要な条件を付して福井市U.I.ターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付決定兼額の確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合も、その旨同様に通知する。

(交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、福井市U.I.ターン移住就職等促進支援金交（東京圏型）付請求書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適正な交付請求書を受理した場合は、

原則として請求から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

3 市長は、当該年度の3月10日までに交付請求書の提出がない場合においては、交付決定を取り消すこととし、また、前条の規定により交付した交付決定通知書は、無効とする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、福井市U.I.ターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付決定通知再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに福井市U.I.ターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付決定通知書【再交付】（様式第6号）を申請者に交付する。

(報告及び立入検査)

第10条 福井県及び福井市は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福井県及び福井市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 福井県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した本市から転出した場合

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福井県と福井市が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）は第 3 条第 3 項及び第 7 項の要件を満たす申請のみ、この要綱の改正後の様

式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた移住支援金については、同日後もなおその効力を有する。